

# 異議申立書

平成28年2月2日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 様

異議申立人 寺本 泰之

奥宮 芳子

下記のとおり異議申立する。

## 記

### 1、異議申立人の住所、名前及び年齢

省略

### 2、異議申立に係る決定

平成27年12月21日付でなされた異議申立人に対する公文書一部公開決定通知書(27豊上総第394号)(事実証明書1)

### 3、異議申立に係る決定があったことを知った年月日

平成27年12月 21 日

### 4、異議申立の趣旨

(1)公開しないこととした部分(法人代表印の印影は除く)の非公開処分を取り消すとの決定を求める。

### 5、異議申立の理由

(1) 申立人は、平成27年12月7日付の公文書公開請求書において、「豊橋市

バイオマス資源利活用施設整備・運営事業に応募した 3 グループの公文書公開請求に関する意見書」の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(2) 本件請求に対して、実施機関である豊橋市水道事業及び下水道事業管理者(以下「実施機関」という。)は、平成27年12月21日付の決定(27豊上総第394号)において「本請求文書」の①法人代表者印の印影は豊橋市情報公開条例(以下「本条例」という)第6条第1項第2号に該当、②公開により支障が生じる理由は本条例第6条第1項第7号に該当するとして非公開の決定をした。

(3) ①の法人代表者印影については、個人情報であることから非公開は当然であるが、②については、本条例1条に違反した処分である。また本条例第6条第1項第7号に該当せず、非公開決定は不当な処分である。

(4) 本件請求文書の非公開について

ア、本件請求文書は、豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業に応募した 3 グループの提案書公開請求に関する意見書である。そこには第三者の公開してほしくない理由が書いてある。

イ、本条例は第三者の文書公開について12条で以下のように定めている。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

**第 12 条** 公開請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人並びに公開請求者以外のもの(以下この条、第 16 条第3号及び第 17 条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書

を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 10 条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第6条第1項第1号イ又は同項第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第7条の規定により公開しようとするとき。

以上

12条2(2)でいう第7条には

**第7条** 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（前条第1項第3号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

と定めている。

ウ、実施機関は、申立人が豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業に応募した 3 グループの提案書公開請求を行ったときも速やかには第三者に意見書を提出する機会を与えなかった。申立人が異議申立を行い、情報公開審査会の目に留まり、当該審査会に促されて提出に至っている。この事実からはそもそも実施機関は、本条例の目的（**第1条** この条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務

が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係の増進に寄与することを目的とする。)を理解せず住民の知る権利を侵害している。

エ、実施機関が募集した事業について応募した提案書は、非選定業者の提案書も含めて公開されることが最高裁判決からも判断されているにもかかわらず、提案書どころか当該業者の非公開理由も本条例6条第1項7号(市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの)を理由に非公開とした。

オ、しかし、「おそれ」については大阪地裁の「行政文書不開示処分取消請求事件」判決からも確認できるように「法的保護に値する程度の蓋然性をもって利益侵害が生じ得ると認められる」ものとされている。ところが実施機関はこの蓋然性について、なんら具体的説明もないまま非公開とした。

そこに書かれているのは技術的ノウハウではなく、参加グループの公開してほしくない理由である。公表されることによって正当な利益が損なわれるとは言えない。

カ、これをも住民に知らせない、という実施機関の処分は、住民の知る権利を侵害すること以外のなにものでもない。そもそも行政の責務である説明責任を果たしていない。

実施機関が非公開とした理由は本条例の非公開理由に該当せず、不当に情報公開を狭めていると言える。本条例第1条に保障する、「市民の知る権利」を明らかに否定するものであり違反しているので取り消すべきである。

## 6、まとめ

本件非公開処分は、本条例の目的は「市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにする」ところにあり、個人のプライバシーが守られるよう最大限に配慮されるとともに、公開を原則とし、非公開とする情報は必要最小限にとどめるべきである、とする目的に違反している。また、本条例第6条第1項第7号の解釈を誤り不当な処分を行った。

## 7、実施機関(処分庁)の教示

「この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、水道事業及び下水道事業管理者に対して異議申し立てができます。」との教示をうけた。

添付資料:

事実証明書1 公文書一部公開決定通知書(27 豊上総第 394 号)及び公開された文書3枚